



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 14 日付け神戸市参市第 607 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

- 1 神戸市個人情報保護審議会答申第 1 号（平成 10 年 3 月 30 日付）及び神戸市個人情報保護審議会答申第 322 号（平成 23 年 12 月 20 日付）の類型の一部変更について

下記のとおり類型を一部変更することは妥当である。

別紙 1 「個人情報を目的外に利用又は提供することについて」（条例第 9 条第 1 項第 4 号）の類型 2 から 1 4 まで、及び欄外 1 から 3 までの追加記載

- 2 下記の新たな類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。

別紙 1 「個人情報を目的外に利用又は提供することについて」（条例第 9 条第 1 項第 4 号）の類型 1 6 から 1 8 まで

別紙 2 「個人情報を電子計算機処理することについて」（条例第 11 条第 1 項）の類型 4 及び 5

- 3 運用に当たり、これらの類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

特定除外個人情報を目的外に利用又は提供することについて  
(条例第9条第1項第4号)

(\_\_\_\_が変更部分を示す。)

	類 型	理 由
1	<p>(案内状・広報資料等の送付のための提供等) 会議等の案内や広報資料、挨拶状等を送付する目的での氏名・住所等の提出の求めに応じて、特定除外個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合</p>	<p>実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、審議会等の委員に対し、挨拶状や関係資料を送付したりする場合がある。これは、本人の利益のためや儀礼上の必要性等から行うものであり、本人が拒んでいる場合を除き、本人の権利利益を侵害するおそれではなく、あらためて本人から収集するまでもないため、特定除外個人情報の利用又は提供を行う場合がある</p>
2	<p>(栄典・表彰等の選考のための提供等) 栄典・表彰等の選考又は委員、講師、指導者、助言者等の選任・委嘱を行うため、選考に必要な範囲内で、候補者に関する特定除外個人情報を当該実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合 ただし、本人の権利利益を<u>不当に</u>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>本人から収集すると、公正な選考に支障を生じたり、候補者に事前に期待をいだかせ、選考外となった際の不信感につながるおそれがあるため、候補者に関し他の目的で収集した特定除外個人情報を利用又は提供することが必要な場合がある</p>
3	<p>(報道機関への提供) 報道機関へ発表し、または報道機関からの取材に対応するため、該当者に関する特定除外個人情報を提供する場合 ただし、市民等に知らせることが公益上必要であり、かつ、本人の権利利益を<u>不当に</u>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>①対象となる特定除外個人情報の内容、社会的関心の高さ、報道された場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内で報道機関へ提供することが必要な場合がある ②事故等特別の理由があるときには、発表することが公益上必要なことがあるため、提供する場合があるため、提供する場合がある</p>
4	<p>(研究・統計作成のための提供等) 専ら学術研究又は統計資料作成のために、当該実施機関内部で利用したり、他の実施機関、国等、<u>大学等の研究機関</u>に特定除外個人情報を提供する場合 ただし、特定の個人の識別ができなければ学術研究等の目的を達することができず、かつ、本人の権利利益を<u>不当に</u>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>学術研究又は統計資料の作成においては、研究等の成果が公益に資するなど、公益上の必要性が認められるため、研究等の目的を考慮した上で、特定除外個人情報を利用又は提供することが必要な場合がある</p>

	類 型	理 由
5	<p>(争訟)</p> <p>争訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、特定除外個人情報を提供する 場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を<u>不当に</u>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>市が争訟の当事者であり、十分な主張立証を尽くすためには、当初の収集目的にかかわらず、訴訟資料を裁判所に提出することが必要な場合がある</p>
6	<p>(訴訟の当事者からの照会に応じた提供)</p> <p>民事訴訟法第163条の規定に基づく訴訟の当事者からの照会に応じて提供する 場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を<u>不当に</u>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある</p>
7	<p>(弁護士法に基づく提供) ※1</p> <p>弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて特定除外個人情報を提供する 場合</p> <p>ただし、特定除外個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を<u>不当に</u>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある</p>
8	<p>(裁判所の求めに応じた提供)</p> <p>法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて特定除外個人情報を提供する 場合</p> <p>ただし、特定除外個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を<u>不当に</u>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある</p>
9	<p>(捜査機関からの照会に応じた提供) ※2</p> <p>刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査機関からの照会に応じて提供する 場合</p> <p>ただし、特定除外個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を<u>不当に</u>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある</p>

	類 型	理 由
10	<p>(税情報の照会に応じた提供)</p> <p>国税徴収法第141条の規定に基づく税務署等からの質問、検査等に応じて提供する場合ただし、特定除外個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を<b>不当に</b>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある</p>
11	<p>(会計検査院からの照会に応じた提供)</p> <p>会計検査院法第26条の規定に基づく会計検査院からの帳簿等の提出要求に応じて提出する場合</p> <p>ただし、特定除外個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を<b>不当に</b>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある</p>
12	<p>(国等からの求めに応じた提供等)</p> <p>実施機関や国等が法令等に基づき実施する事務に関して、回答、協議等を行うため実施機関が内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合</p> <p>ただし、特定除外個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を<b>不当に</b>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>①実施機関や国等が法令等に基づく事務を行うために必要な情報で、特定除外個人情報を使用する公益上の必要性が認められるときは、提供する場合がある</p> <p>②住民の福祉の向上をはかるため、国等とは相互に協力して適切に事務を執行することが要請されるため、特定除外個人情報を利用又は提供することが必要な場合がある</p>
13	<p>(共同事務を執行するための提供等)</p> <p>実施機関内部又は他の実施機関との間において、事務を共同又は分担して執行したり、同種の事業を実施するに当たり、情報を共有するため、特定除外個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関に提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を<b>不当に</b>侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>事務の共同執行等は行政の運営方法の一つであり、そのために事務の所管課が複数であることにより、それぞれの事務の所管課において特定除外個人情報を収集しなければならないとすると、結果として、市民の負担増をまねくことになり適当でないため、利用又は提供が必要な場合がある</p>
14	<p>(病名・病状等の提供)</p> <p>病院等の患者が意思表示をすることが困難であるなど、病院等の患者に対して病名・病状等を告げることができないため、患者の家族等※3に対し、病名・病状など、患者に関する特定除外個人情報を提供する場合</p>	<p>病名・病状等は、患者の家族等にとって重大な関心事であり、家族等に対して病名・病状等を提供することが必要な場合がある</p>

	類 型	理 由
15	<p><u>(国の事務処理通知に基づく利用・提供)</u>            法令の定める事務の迅速な遂行に当たり、国が通知する事務処理方式により、特定除外個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は他の実施機関、地方公共団体、地方独立行政法人、国若しくは独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）に提供するとき</p>	<p>法令の定める事務の処理は、全国共通の方式によることが、本市だけではなく、関係する地方公共団体等においても、効率的である            こうした事務処理に係る国からの通知に基づくことが、合理的である</p>
16	<p><u>(福祉サービスの充実を図るための提供)</u>  <u>福祉サービスを受けている高齢者や障害者で、意思表示をすることが不十分又は困難な場合に、適切な福祉サービスの提供にあたって必要と認められる本人に関する特定除外個人情報を、福祉サービスを提供している福祉関係事業者等へ提供する場合</u>  <u>この場合、家族等※3の同意を得るものとする。ただし、同意を得ることが困難な場合で、利用目的から明らかに本人の利益となることが認められる場合はこの限りでない</u></p>	<p><u>本人の心身の状況から、本人に関する特定除外個人情報を福祉関係事業者等に提供することについて同意を得ることが困難であるが、福祉関係事業者等に特定除外個人情報を提供することにより、明らかに本人に対する適切な福祉サービスの提供や適切な配慮につながり、本人の利益となる場合がある</u></p>
17	<p><u>(救急搬送時の記録の提供)</u>  <u>救急搬送された患者が意識不明等の理由で意思表示をすることが困難な場合に、患者の家族等※3に対し、患者の救急搬送時の身体状況等の特定除外個人情報を提供する場合</u></p>	<p><u>患者の救急搬送時の身体状況は、患者の家族等にとって重大な関心事であり、家族等に対して救急搬送時の記録を提供することが必要な場合がある</u></p>
18	<p><u>(社会保険等の事務を執行するための利用・提供等)</u>  <u>国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険及び福祉医療費助成制度にかかる事務に関して、本人による実施機関への提出、届出、申請に基づいた下記の特典除外個人情報を、制度間で相互利用する場合</u>  <u>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</u>  <u>① 医療保険の資格に関する情報</u>  <u>② 連絡先に関する情報</u>  <u>③ 所得証明書</u></p>	<p><u>国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険及び福祉医療費助成制度の事務については、制度が密接に関連していることから、情報の正確性・客観性を確保し、また本人の便益に資するために、当該個人情報を利用する場合がある</u></p>



## 1 「本人の権利利益を不当に侵害する」とは

個人情報を目的外に提供する場合、事案によって特定個人の権利利益の侵害を伴うことも想定されるが、個人の権利利益と公益との比較衡量を行い、公益性が優越すると判断した場合に、提供されるべきものである。「本人の権利利益を不当に侵害する」とは、利益衡量の結果において、本人の権利利益の侵害の程度が看過し得ないものであり、提供についての公益性が十分にある又は優越しているとはいえないものをいう。

## 2 注釈（※1※2）

弁護士法第23条の2に基づく提供、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関への提供については、照会の目的、照会に係る個人情報の内容等（下記参照）を十分に考慮し、個別の事案に即して次の点に留意する。具体的な利益衡量を行い、提供についての公益性が十分にある又は優越していると判断した上で、必要最小限の個人情報に限る。

### ※1【弁護士法第23条の2】

- (1) 照会することに合理的な理由があること
- (2) 照会内容が事務の執行に必要な範囲内であること
- (3) 情報収集の手法として代替手段がないこと

### ※2【刑事訴訟法第197条第2項】

- (1) 照会することに合理的な理由があること
- (2) 照会内容が事務の執行に必要な範囲内であること
- (3) 照会目的に緊急性があること
- (4) 情報収集の手法として代替手段がないこと
- (5) 提供する個人情報が大量でないこと

## 3 注釈（※3）

「家族等」とは、同居の家族又は3親等以内の親族をいう。

個人情報電子計算機処理することについて  
(条例第11条第1項)

( \_\_\_\_ が変更部分を示す。)

	類 型	理 由
1	<p>(アンケート調査の調査対象の抽出作業等)</p> <p>学術研究又は統計資料等の作成のためアンケート調査を行う際に、住民基本台帳情報・外国人登録情報から抽出条件を定めて調査対象者又は調査対象世帯を選定し宛名ラベルを作成する電子計算機処理</p>	<p>電子計算機処理を行うことにより、調査対象の抽出作業が適正かつ効率的に実施されると共に、宛名ラベルの作成により効率的な調査の実施が可能となるため</p>
2	<p>(PC統合管理システム登録パーソナルコンピュータでの事務処理用ソフトウェアの使用)</p> <p>PC統合管理システムに登録され管理されているパーソナルコンピュータに標準装備されている市販の文書作成、表計算又はデータベース管理用のソフトウェアを使用して、職員が他の職員とは電磁的記録を共有せずに単独で行う個人情報の電子計算機処理</p>	<p>PC統合管理システムに登録され管理されているパーソナルコンピュータは個人情報保護等のための機能を備えており、運用上も適正に管理されている</p> <p>PC統合管理システムに登録されたパーソナルコンピュータを使用する場合に限っては、個人情報の電子計算機処理を行う際の手続きを簡素化することで、安全性を確保したうえで事務処理の効率化を図ることが可能であるため</p>
3	<p>(事業者等データベースに含まれる個人情報の電子計算機処理)</p> <p>事業者又は事業所を対象とするデータベースを作成する際に、情報項目として個人事業者の氏名、住所、電話番号等、事業所の責任者或いは特定事務の担当者の氏名、職名及び保有資格等を電子計算機処理する場合</p>	<p>①個人事業者の事業にかかる情報について、法人事業者の同種の情報と同じ取り扱いで電子計算機処理しても、個人事業者の権利利益を不当に侵害するおそれは低いため</p> <p>②事業所の責任者或いは特定事務の担当者の氏名、職名及び保有資格等を電子計算機処理しても、事業所の責任者或いは特定事務の担当者の権利利益を不当に侵害するおそれは低いため</p> <p>③電子計算機処理を行うことにより、事業者又は事業所の管理及び検索が効率的に実施可能となるため</p>

	類 型	理 由
4	<p><u>(現在使用している処理システムに個人情報の情報項目を追加する場合)</u>  <u>処理システムの変更を伴うことなく、情報項目の追加を行う場合</u>  <u>ただし、条例第7条、第9条及び第11条第2項に該当する場合は諮問するものとする</u></p> <p>①法令の定める事務において、法令又は条例、制度改廃に伴う変更その他これに準ずる変更</p> <p>②追加する情報項目が、利用目的との関連で、既に処理している他の情報項目と同質であると認められる情報</p> <p>③本人の同意を得て収集している情報</p> <p><u>この場合、情報項目を追加した後に審議会へ速やかに報告するものとする</u></p>	<p>①法令の定める事務の処理において、法令又は制度の改廃が行われた際に、実施機関の裁量の余地なく情報項目を追加しなければならない場合があるため</p> <p>②既存システムにより処理する事務の目的を達成するにあたり、既に答申を得ている情報項目と同質と認められる情報項目を利用するものであり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認められるため</p> <p>③現に事務処理を行なっているシステムへ、本人の同意を得て収集した情報項目を追加するものであり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認められるため</p>
5	<p><u>(システム再構築にかかる検証用テストデータの利用)</u>  <u>現行のシステムの再構築に当たり、現行のシステムで提供を受けているデータを検証用テストデータとして利用する場合</u>  <u>ただし、他システム等の外部から切り離された環境でテストするものとする。また、検証終了後直ちに検証用テストデータを消去することとする</u></p>	<p>システム稼働の正確性を検証するために現行データの利用を必要とする場合があるため</p> <p>その場合においては、データが外部への流出することを予防するため、外部から遮断された環境でテストすること</p>